

○ 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日13経営第356号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次 第1～第5 （略） 別紙1 経営改善計画総括表 経営改善計画書（個人） （別表）負債整理計画 経営改善計画書（法人） （別表）負債整理計画 別紙2～別紙4 （略）</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 農業者の手続等 （略）</p> <p>1 経営改善計画書の作成等 (1)・(2) （略） <u>(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。</u> <u>(4)</u> （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>目次 第1～第5 （略） 別紙1 経営改善計画総括表 経営改善計画書（個人） （別表）負債整理計画 経営改善計画書（法人） （別表）負債整理計画 別紙2～別紙4 （略）</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 農業者の手続等 （略）</p> <p>1 経営改善計画書の作成等 (1)・(2) （略） （新設）</p> <p><u>(3)</u> （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

<p>第4 融資機関の手続等</p> <p>1 融資機関の手続</p> <p>(1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた<u>第3の1の(4)</u>で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、<u>同(4)</u>に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを送付し、連携して手続を進めるものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>第4 融資機関の手続等</p> <p>1 融資機関の手続</p> <p>(1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた<u>第3の1の(3)</u>で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、<u>同(3)</u>に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを送付し、連携して手続を進めるものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5 (略)</p>
---	---

附 則 (令和4年3月31日3経営第3158号)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3の1の(3)の規定については、令和4年6月1日から施行する。